

平成19年度 事務事業評価表	担当	市民福祉部 長寿課	内線等	2122
事務事業名	成年後見制度利用支援事業		事業コード	1. 一般事務事業（ソフト事業）
根拠法令等	蒲郡市成年後見制度利用支援事業実施要綱		Dその他	

総合計画での位置付け

基本目標	3. 健康で安心して暮らせるまちづくり	施策名	高齢者福祉
------	---------------------	-----	-------

事務事業の内容

対象（受益者）	身寄りのない認知症高齢者、知的障害者等に
手 段	市が後見人審判の請求を行い
想定する成果	介護保険サービスや障害者福祉サービスの利用を支援する。

事業の概要

項 目	平成18年度実績	平成19年度実績	平成20年度計画
審判請求者	0人	0人	1人
相談件数	0件	1件	1件
要介護認定者	2,408人	2,458人	-

成果指標名	相談から審判請求に発展したもの。	相談率
成果指標の説明	審判請求者 / 相談件数	相談件数 / 用介護認定者数 × 100

事業の進捗状況 (一般 会計) (単位：千円)

		平成18年度決算（実績）				平成19年度決算（実績）				平成20年度予算（計画）			
成果指標		0				0				1			
成果指標		0.00%				0.04%				-			
事業費	事業費	50				81				50			
	人件費	778				781				785			
	(人数)	正規	0.1	非常勤	0.0	正規	0.1	非常勤	0.0	正規	0.1	非常勤	0.0
	合計	828				862				835			
財源内訳	国	20				32				20			
	県	10				16				10			
	市債												
	その他	10				15				10			
	一般財源	788				799				795			

事務事業内容の評価

項目	課内評価		部長評価		評価の説明(問題点)
	19評価	16評価	19評価	16評価	
達成度	2	2	2	1	審判申立てまでの事例はないが、類似する相談はある。
経済効率性	2	2	2	2	審判請求を必要とする事例に対して成果はある。
事務効率性	2	2	2	2	案件事前調査中にも福祉・介護サービスプランの実施、社会福祉協議会の自立生活支援事業により解決できる場合もあり、この成年後見制度を利用しないで済む事例も多い。
必要性	3	3	3	3	支援することが必要な高齢者がいる限り実施すべき事業である。
小計	9	9	9	8	
施策への貢献度	2	-	2	-	市民、民生委員、ケアマネジャーからの相談がある。
合計	11	9	11	8	

達成度等各項目は、0～3点までの4段階評価

総合評価	B	B	B	B	超高齢化社会となり、それに伴い高齢者虐待が社会問題になっていることもあり、認知症や知的障害者の支援のためにも必要な制度である。
------	---	---	---	---	---

総合評価は、A～Dまでの4段階評価

前回(H16評価時)「今後改善すべき点」として記載した内容及びその実施状況

<p>前回(H16評価時に)記載した「今後改善すべき点」</p> <p>市長が審判請求できることもあるが、四親等以内の親族からも審判請求ができることもあり成年後見制度を広く知識普及させるために関係者の勉強会を実施していく。</p>
<p>上記改善点の実施状況</p> <p>成年後見制度の理解を促すための講座を年1回市民講座として、弁護士を招いて開講している。</p>

今後さらに改善すべき点

<p>高齢者虐待、ひとり暮らし高齢者等の親族不在及び認知症高齢者への支援など要支援・要介護者から複雑な内情の相談が数多く寄せられるようになり、その対応のためにも総合相談窓口を開設し専門性を有する職員の配置が必要である。</p>

平成21年度予算に反映する項目

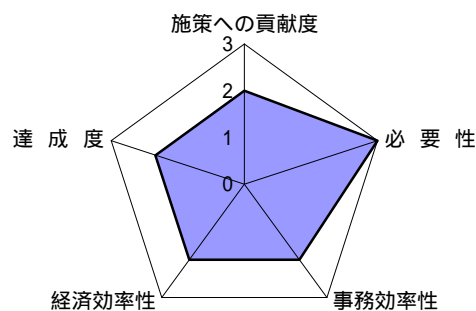
--

今後の方向性

<p>拡大、充実</p>

【各部長は、部長評価欄の採点部分だけを記載】

内部管理事務事業、義務的事業は必要性を、また施策名がその他のものは施策への貢献度を評価していません。



課内評価と部長評価の平均点